

# 鳥 取 県 監 査 事 務 実 施 細 則

平成11年3月31日  
監査委員事務局長決定

(趣旨)

第1条 この実施細則は、鳥取県監査実施要綱(令和2年2月鳥取県監査委員決定。以下「要綱」という。)第83条の規定に基づき、要綱の実施のために必要な事項について定めるものとする。

(定期監査資料の様式)

第2条 要綱第13条第1項の監査資料の様式は、様式第1号とする。

(定期監査の事務監査結果報告書の様式)

第3条 要綱第16条(第31条及び第38条において準用する場合を含む。)の事務監査結果報告書の様式は、様式第2号とする。

(定期監査の本監査実施状況の記録の様式)

第4条 要綱第18条第2項(第26条第3項、第32条第3項及び第39条において準用する場合を含む。)及び第56条の規定による本監査の実施状況の記録は、様式第3号による本監査記録により行う。

(定期監査の実施結果に基づく処置の案の基準)

第5条 要綱第19条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定による定期監査、随時監査又は財政的援助団体等監査の実施結果に基づく処置の均衡を図ることに資するための案の作成は、要綱別表第3の別表に掲げる基準により行うものとする。

(例月現金出納検査資料の様式)

第6条 要綱第44条の例月現金出納検査資料の様式は、様式第4号とする。

附 則

この実施細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成24年2月1日から施行し、平成23年度決算に係る監査から適用する。

附 則

この実施細則は、平成25年12月19日から施行し、平成25年12月分の例月現金出納検査調書から適用する。

附 則

この実施細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分の例月現金出納検査調書から適用する。

附 則

この実施細則は、平成27年9月30日から施行し、平成27年9月分の例月現金出納検査調書から適用する。

附 則

この実施細則は、令和2年2月18日から施行する。

ただし、様式第4号(5)は令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号～様式第4号 略)